

工 事 成 績 評 定 に つ い て

○ 評定項目等

項 目	細 目	考 査 内 容
1. 施工体制	I. 施工体制一般	施工体制及び施工管理体制の評価
	II. 配置技術者	現場代理人、主任（監理）技術者、専門技術者等の職務の執行及び技術的判断に関する評価
2. 施工状況	I. 施工管理	施工計画書に基づき、適切かつ効率的な施工管理を実施しているかの評価
	II. 工程管理	適切な工程管理を実施しているかの評価
	III. 安全対策	安全管理措置を適切に実施しているかどうかの評価
	IV. 対外関係	対外調整、周辺環境対策等に対して、適切に実施しているかどうかの評価
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	目的物の出来形の水準を評価
	II. 品質	目的物の品質水準を評価
	III. 出来ばえ	目的物の仕上げやすすりつけ等の出来ばえの評価及び機能の評価
4. 高度技術	I. 高度技術力	施工規模や工法等の難しさ、厳しい自然環境・社会条件に対して高度な技術力をもって対応したものの評価
5. 創意工夫	I. 創意工夫	施工、品質、安全衛生等について、創意工夫をもって対応したものの評価
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	環境保全、地域とのコミュニケーションや地域活動への参加、地域への援助等で、地域に貢献した内容の評価
7. 事務手続等	I. 事務手続	入札通知から契約完了までの態度及び手続きの迅速性等の評価
8. 法令遵守等	I. 法令遵守	関係法令等を遵守して、無事故・無処分です工事を実施したかどうかの評価

○ 評定方法

原則として評価項目ごとにa～eで評価を行う

a	各項目に対して、他の工事の模範となる能力を発揮した。もしくは、模範となる成果が認められた。
b	各項目に対して、優れた能力を発揮した。もしくは、優れた成果が認められた。
c	受注者として最低限求められている事項を満足させた。
d	各項目に対して、不適切な事象が認められた。
e	重大な欠陥または不誠実行動が認められた。

- ・ 「高度技術」「創意工夫」「社会性等」等では、一定範囲内で加点評価。
- ・ 「法令遵守等」では、法令違反や公衆災害の発生により、減点評価。